

「指定運用方針」 新旧対照表

改正案	現行
1～5 (略)	1～5 (略)
6 指定する区域の面積等 新たに指定する一の区域の面積は、<u>概ね</u> 0.5ヘクタール以上とし、新たに指定する区域の面積の合計は、20ヘクタール未満<u>(土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域を定める土地改良事業（以下、「非農用地関係土地改良事業」という。）に伴い新たに区域を指定する場合は、その必要な面積を指定できるものとし、新たに指定する区域の面積の合計から除く。)</u>とする。 ただし、指定済みの区域<u>(非農用地関係土地改良事業に伴い指定した区域を除く。以下同じ。)</u>において<u>開発許可を受けていない区域（建築物と一体的に利用される駐車場等の敷地を除く。)</u>がある場合は、<u>20ヘクタールからその面積を減じるものとする。</u> なお、新たに区域を指定する場合は、指定済みの区域において<u>開発許可を受けた区域（建築物と一体的に利用される駐車場等の敷地を含む。)</u>の面積の合計が指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上を占める場合に限るものとする。 また、新たに区域を指定する場合や、指定済みの区域を変更又は廃止する場合は、あらかじめ久喜市都市計画審議会の意見を聴くものとする。	6 指定する区域の面積等 新たに指定する一の区域の面積は、<u>0.5</u>ヘクタール以上とし、新たに指定する区域の面積の合計は、20ヘクタール未満<u>において建築物の敷地（建築物と一体的に利用されている駐車場等の敷地を含む。以下同じ。)</u>として利用されていない区域がある場合は、<u>20ヘクタールからその面積を減じるものとする。</u> なお、新たに区域を指定する場合は、指定済みの区域において<u>建築物の敷地</u>の面積の合計が指定済みの区域の面積の合計の10分の8以上を占める場合に限るものとする。 また、新たに区域を指定する場合や、指定済みの区域を変更又は廃止する場合は、あらかじめ久喜市都市計画審議会の意見を聴くものとする。

7～8 （略）	7～8 （略）
9 指定済み区域の取扱い 指定済み区域内における開発許可の状況、開発行為の進捗及び社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、区域の見直し（変更、<u>廃止</u>）を行うものとする。 <u>なお、区域を指定した日から2年以内に、指定した用途の建築物に係る開発許可の申請がなされない場合には、当該指定を廃止することができるものとする。</u>	9 指定済み区域の取扱い 指定済み区域内における開発許可の状況、開発行為の進捗及び社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、区域の見直し（変更_____）を行うものとする。 _____ _____
別紙1 指定する区域に含まない土地の区域 （略） 第1種農地（<u>土地改良法に基づく非農用地関係土地改良事業で農地転用が見込まれる区域を除く。</u>） （略）	別紙1 指定する区域に含まない土地の区域 （略） 第1種農地_____ _____ （略）
別紙2～3 （略）	別紙2～3 （略）